

(行政手続法施行令の一部改正)
 第二条 行政手続法施行令(平成六年政令第二百六十五号)の一部を次のように改正する。
 第四条第一項第十三号中「第二十三條第一項」を「第二十一條第一項、第二十二條第一項第三号、第二十三條第一項」に改める。

附則
 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年九月二十七日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百六十九号

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五十二号)附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年四月一日とする。ただし、同法第七条の規定の施行期日は、令和三年十月一日とする。

厚生労働大臣 田村 憲久
 内閣総理大臣 菅 義偉

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年九月二十七日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百七十号

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十七条第三項第二号、第二十八條第二項第一号、第二十九條第三項第二号並びに第三十條第二項第一号、第三号及び第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)の一部を次のように改正する。
 第十三條第二項中「及び次条」を削る。

第十四條第一号中「次のイ又はロに掲げる」を「特定被監護者等のうち二番目の年長者である」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二号を次のように改める。

二 特定被監護者等(そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く)である満三歳未満保育認定子ども 零

附則

(施行期日)
 1 この政令は、令和三年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の子ども・子育て支援法施行令第十四條の規定は、子ども・子育て支援法第二十七條第一項に規定する特定教育・保育、同法第二十九條第一項に規定する特定地域型保育、同法第三十條第一項第三号に規定する特定利用地域型保育及び同法第四号に規定する特例保育(以下この項において「特定教育・保育等」という。)が行われた月が令和三年十月以後の場合における同法の規定による施設型給付費の支給、特例施設型給付費の支給、地域型保育給付費の支給及び特例地域型保育給付費の支給(以下この項において「施設型給付費等の支給」という。)並びに同月以後の同法第六十六條の三第一項に規定する施設型給付費等負担対象額(以下この項において「施設型給付費等負担対象額」という。)について適用し、特定教育・保育等が行われた月が同年九月以前の場合における施設型給付費等の支給及び同月以前の施設型給付費等負担対象額については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 菅 義偉

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年九月二十七日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百七十一号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第十七條の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「六千円」を「七千七百円」に改める。

附則

(施行期日)
 1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前に高齢者の医療の確保に関する法律第十六條の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報の提供の申出を行った者が同法第十七條の二第一項の規定により納付すべき手数料の額については、この政令による改正後の第一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

厚生労働大臣 田村 憲久
 内閣総理大臣 菅 義偉

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年九月二十七日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百七十二号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令等の一部を改正する政令
内閣は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五十二号)の一部の施行に伴い、及び地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。
(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部改正)
第一条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令(平成元年政令第二百五号)の一部を次のように改正する。

府 令 ・ 省 令

○内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、令第一号

個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十四号)の一部の施行に伴い、及び医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律第二十八号)の規定に基づき、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。
令和三年九月二十七日

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令
医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則(平成三十年内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、令第一号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

Table with 2 columns: '改正後' and '改正前'. It details amendments to the 'Act on the Promotion of Comprehensive Assurance of Medical Care and Nursing in the Community' and the 'Act on the Promotion of Research and Development in the Field of Medical Care'.

本則に次の一条を加える。

第五条 法第十二条第三項の規定により同条第一項に規定する連結情報照会者が納付すべき手数料の額は、同項の厚生労働省令で定める情報千件までごとに五十五円とする。

第二条 次に掲げる政令の規定中「第十八条」を「第十九条」に改める。

一 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令(昭和六十二年政令第二百九十一号)第一条の二第五号

二 独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成十五年政令第三百九十三号)第一条第三号

この政令は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定(同法第七条の規定に限る。)の施行の日(令和三年十月一日)から施行する。

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 菅 義偉

内閣総理大臣 菅 義偉
文部科学大臣 萩生田光一
厚生労働大臣 田村 憲久
経済産業大臣 梶山 弘志

Table with 2 columns: '改正後' and '改正前'. It details amendments to the 'Act on the Promotion of Research and Development in the Field of Medical Care'.